

平成 21 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 植 田 剛 史
(コード番号 7412 東証・名証 第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 太 田 一 義
(連絡先電話番号 052-249-5225)

株式売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

平成 21 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 10,000,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド
- (3) 売 出 価 格 未 定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 11 月 25 日(水)から平成 21 年 12 月 1 日(火)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 野 村 證 券 株 式 会 社 を 主 幹 事 会 社 と す る 引 受 団 (以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売 出 価 格 等 決 定 日 の 翌 営 業 日 か ら 売 出 価 格 等 決 定 日 の 2 営 業 日 後 の 日 ま で。
- (6) 受 渡 期 日 平 成 21 年 12 月 3 日 (木) か ら 平 成 21 年 12 月 9 日 (水) ま で の 間 の い ず れ か の 日 。 た だ し 、 売 出 価 格 等 決 定 日 の 6 営 業 日 後 の 日 と す る 。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株 に つ き 売 出 価 格 と 同 一 金 額 と す る 。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 植田剛史に一任する。

ご注意:この文書は、当社の株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、払込金額は「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（4）売出方法」に記載の引受価額と同一とする。
- (3) 処分方法 「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（4）売出方法」に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（3）売出価格」に記載の売出価格と同一とする。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（5）申込期間」に記載の申込期間と同一とする。
- (5) 払込期日 平成21年12月2日(水)から平成21年12月8日(火)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (6) 受渡期日 平成21年12月3日(木)から平成21年12月9日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 植田剛史に一任する。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,800,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,800,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の株式売出し及び自己株式の処分にに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 植田剛史に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは設備投資資金に充当するため（下記「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照下さい。）、また当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」及び上記「2. 自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から1,800,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,800,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日に始まり、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。）として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日の3営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

ご注意:この文書は、当社の株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

| | |
|-----------|---------------------------|
| 現在の自己株式総数 | 2,466,671株 (平成21年9月30日現在) |
| 処分株式総数 | 2,000,000株 |
| 処分後の自己株式数 | 466,671株 |

4. 自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分に係る手取概算額532,780,000円については、全額を平成22年3月期及び平成23年3月期の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、平成22年3月期における今後のオープン計画は次のとおりです。

| 店名 | 事業の名称 | 土地 | | 建物及び構築物 (千円) (予定) | リース資産 (千円) (予定) | その他 (千円) (予定) | 投下資本合計 (千円) (予定) | 既支払額 (千円) | 席数 (席) (予定) | 従業員数 (人) (予定) | オープン年月 (予定) |
|----------------------|-------------------|------------|------------|-------------------------|-----------------------|---------------------|------------------------|--------------|-------------------|---------------------|----------------|
| | | 面積 (㎡) | 金額 (千円) | | | | | | | | |
| 海へ桑名店 (三重県桑名市) | 飲食事業 (おし部門) | (1,678.33) | (5,040) | 67,057 | 63,036 | 7,450 | 137,544 | 22,847 | 107 | 3 | 平成21年12月 |
| ステーキ宮桑名店 (三重県桑名市) | 飲食事業 (レストラン部門) | (1,678.33) | (5,040) | 92,800 | - | 24,000 | 116,800 | 21,888 | 140 | 3 | 平成21年12月 |

- (注) 1. 所要金額254,344千円は自己資金、借入金及び自己株式の処分による手取金でまかなう予定であります。
 2. 消費税等につきましては、税抜きで表示しております。
 3. 土地の()内の数字は貸借中のものであります。
 4. 既支払額につきましては、平成21年10月末日現在の金額であります。

平成21年11月17日に開催された取締役会において、平成23年3月期の設備計画について下記のとおり決定しております。今後については洋食業態「ステーキ宮」事業の地域拡大を行う方針であり、中京地域の既存店から「ステーキ宮」への業態変更を主体に事業展開を行う計画です。なお、新設店舗については、東北地域を中心に居酒屋業態等の出店を予定しております。また、業態変更については、主に中京地域において既存店から「ステーキ宮」への変更を、改装については、東北地域での「ステーキ宮」の改装を予定しております。

| 部門名 | 事業の名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 (単位:千円) | | 設備等の主な内容・目的 | 出店時期 | | 店舗数(店) |
|---------|-------|-------|-------------------|------|-----------------------------------|------------|------------|--------|
| | | | 総額 | 既支払額 | | 着工年月 | 完成予定月 | |
| レストラン部門 | 飲食事業 | 新設店舗 | 283,980 | - | 店舗用建物、建物付属設備、構築物及び器具備品の新設、業態変更、改装 | 平成22年2月~6月 | 平成22年4月~8月 | 4 |
| | 飲食事業 | 業態変更 | 584,000 | - | | 平成22年2月~6月 | 平成22年4月~8月 | 8 |
| | 飲食事業 | 改装 | 120,000 | - | | 平成22年4月 | 平成22年4月 | 2 |
| 合計 | | | 987,980 | - | | - | - | - |

- (注) 1. 所要金額987,980千円は自己資金、借入金及び自己株式の処分による手取金でまかなう予定であります。
 2. 消費税等につきましては、税抜きで表示しております。

ご注意:この文書は、当社の株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社コロワイドは野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却又は発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、引受人の買取引受による売出しによる自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 平成22年3月期の当期純利益予想について

平成21年10月28日に公表いたしました平成22年3月期第2四半期決算短信におきまして、平成22年3月期の連結当期純利益2,488百万円と予想しておりますが、これは、税効果会計における将来の課税所得の見積り期間を見直したために、法人税等調整額2,369百万円を今期計上することを見込んだものであり、一時的な要因により発生するものであります。また、繰延税金資産の回収可能性は会計上の見積りに基づくものであり、現時点で法人税等調整額の計上予定金額は確定したのではなく、今後の業績動向によっては、予定通り計上ができない可能性もあります。

平成22年3月期の連結業績予想(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり 当期純利益 |
|---------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 通期 | 百万円 43,480 | 百万円 2,100 | 百万円 1,960 | 百万円 2,488 | 円 銭 14.49 |
| (参考) 前期連結実績 (平成21年3月期) | 24,940 | 446 | 529 | 143 | 2.79 |

以 上

ご注意:この文書は、当社の株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。